

資料提供年月日	平成30年 8月27日	
問い合わせ先	課名	保育・幼児教育課
	電話	直通 803-1228 内線 4720
担当者	職名・氏名	課長 小林
	職名・氏名	課長補佐 山崎

広 報 連 絡

<市長定例記者会見資料>

- 1 件名 幼児教育・保育の無償化による影響に関するアンケートについて
- 2 趣旨 無償化が保護者ニーズに及ぼす影響を調査するために実施したもの
- 3 対象者 1,000人（以下の条件を満たす児童の保護者から無作為抽出）
 - ・平成28年4月2日から平成29年4月1日までの期間に出生（1歳児）
 - ・平成30年7月1日現在、認可保育園・認定こども園・地域型保育事業所に未入園
- 4 調査方法 郵送によるアンケートの配布・回収
- 5 調査期間 平成30年7月17日～平成30年8月15日

6 回収結果

配布数	不達返送数	有効配送数	回収数	回収率
1,000人	2人	998人	500人	50.1%

7 結果の概要

(1) 現在（1歳児）の保育状況

認可外保育施設等が16.1%、家庭での保育が83.9%

(2) 無償化が実施された場合に、3歳児及び4歳児になった時点で利用を希望する幼児教育・保育等の種別

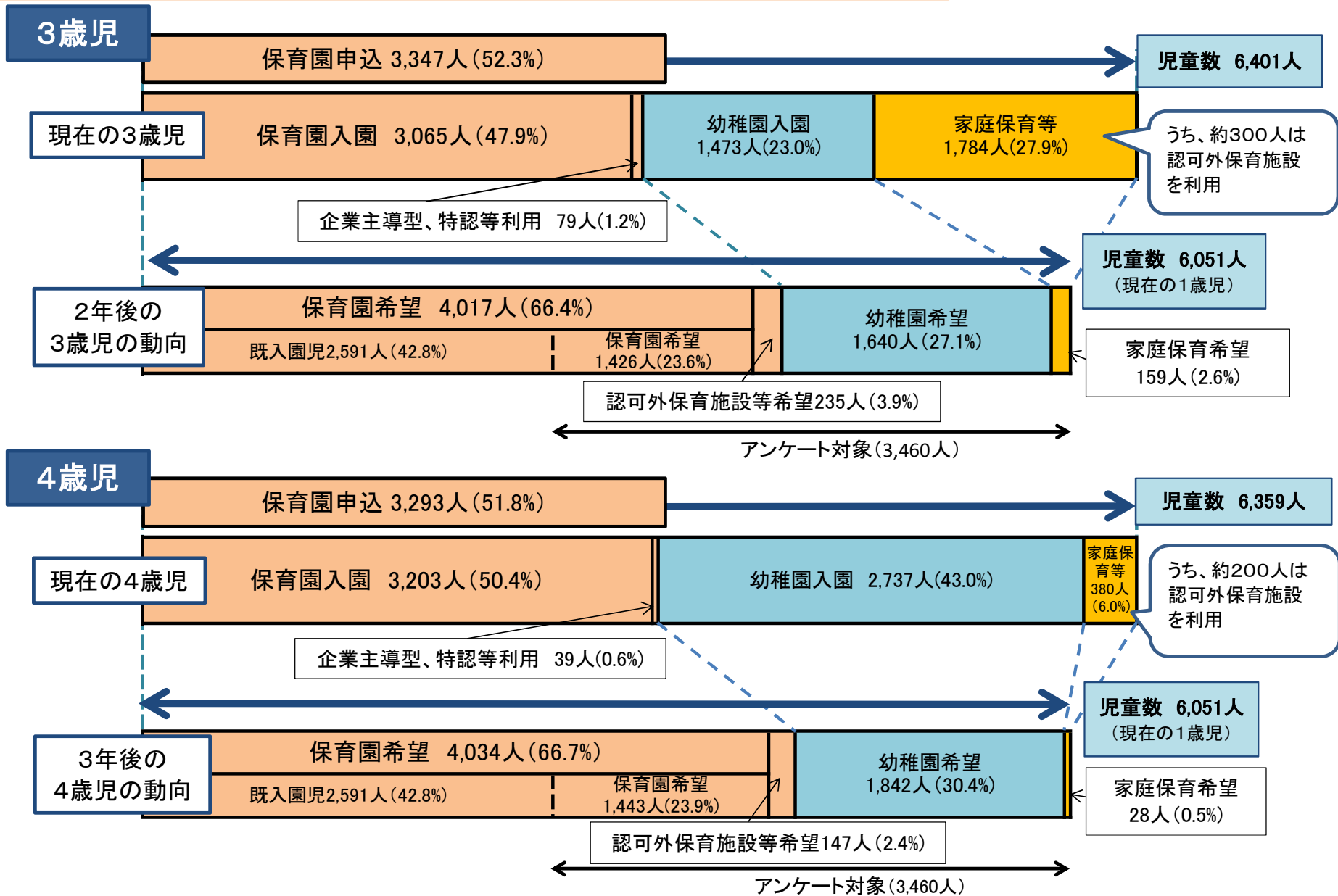
・3歳児の時点での利用希望

保育園	認可外保育施設等	幼稚園	家庭保育
66.4%	3.9%	27.1%	2.6%

・4歳児の時点での利用希望

保育園	認可外保育施設等	幼稚園	家庭保育
66.7%	2.4%	30.4%	0.5%

幼児教育・保育の無償化による影響に関するアンケートについて(H30.7実施)



※ 現在の児童数はH30.4.30、将来の児童数はH30.7.1現在の1歳児の人数。保育園等の申込と入園状況はH30.4.1現在、幼稚園の入園状況はH30.5.1現在
 ※ 家庭保育等のうち、認可外保育施設利用は、市の立入調査等の際の集計から求めた概数
 ※ 保育園はこども園の保育園利用を含む。幼稚園はこども園の幼稚園利用を含む。

幼児教育・保育の無償化による影響に関するアンケート調査



調査ご協力のお願い

平素から岡山市政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

この調査は、平成30年6月15日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2018」において、平成31年10月からの幼児教育・保育の無償化実施の方針が示されたことを受けて、幼児教育・保育の無償化が行われた場合に、岡山市における幼児教育・保育のニーズがどのように変化するかを把握し、今後の施策の充実を図るために行うものです。

このアンケートは、平成28年4月2日から平成29年4月1日までの間に生まれ、かつ、平成30年7月1日現在、保育所・認定こども園等に入園していないお子さんのいらっしゃる世帯の中から、無作為に選ばせていただいた1,000世帯に送付しています。

アンケートは、無記名式で、ご回答の内容が他の人に知られることはありません。また、調査の結果を目的以外に使用することはありません。

ご多忙中、誠に恐れ入りますが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

平成30年7月 岡山市長 大森雅夫

<ご記入に当たってのお願い>

1. アンケートの設問は、裏面にあります。
2. アンケートは、封筒の宛名のお子さんについて、保護者の方がご記入ください。
3. 記入後は、無記名のまま、同封の返信用封筒に入れて、7月31日(火)までにポストにご投函ください(返信用封筒への住所・氏名の記入及び切手の貼付は不要です)。
4. この調査についてのお問い合わせは、下記までお願いいたします。

Tel : (086) 803-1228 (直通)

岡山市 岡山っ子育て局 保育・幼児教育部 保育・幼児教育課

この調査票における用語の定義は、以下のとおりです。

- ・幼稚園：学校教育法に基づき、3～5歳児に対して学校教育を行う施設（学校教育法第22条）
- ・保育所：児童福祉法に基づき、保育を必要とする0～5歳児に対して保育を行う施設（児童福祉法第39条）
- ・認定こども園：幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項）
- ・預かり保育等：幼稚園の一部または認定こども園が3～5歳児を幼稚園（認定こども園の幼稚園としての利用を含む。）の利用時間（例：午前9時～午後2時）の前後の時間（例：午後2時～午後6時）に預かるサービス

問1 お子さんの現在の保育状況を以下の選択肢から選んで番号をご記入ください。

(回答欄)

- ① 認可外保育施設等（企業主導型保育、勤務先の保育施設、ベビーシッター等を含む。）
 ② 家庭（親族等を含む。）での保育

問2 幼児教育・保育の無償化が実施された場合、3歳から5歳までの子どもの幼稚園・保育所・認定こども園の利用が無料になる予定です（幼稚園授業料については、月額2万5,700円までが無料）。また、預かり保育等の利用は、幼稚園授業料の無償化上限額2万5,700円を含めて月額3万7,000円まで、認可外保育施設等の利用は、月額3万7,000円までが無料になります。その場合に、お子さんが3歳の時点と4歳の時点で希望する幼児教育・保育を以下の①から⑤までの選択肢の中から選んで番号をご記入ください（3つまで。複数回答される場合は、優先希望順）。ただし、保育の必要性の認定（※）を受けていない方については、無料で利用できるのは①のみであること、また、原則として③の利用はできないことにご注意ください。

※ 保育の必要性の認定

保護者が、就労、妊娠・出産、疾病、介護、求職中、就学、育児休業中などの事由のいずれかに該当し、保育の必要性があると市が認定すること。

(回答欄)

＜第1希望＞ ＜第2希望＞ ＜第3希望＞

・ 3歳の時点で希望する幼児教育・保育の選択肢

--	--	--

・ 4歳の時点で希望する幼児教育・保育の選択肢

--	--	--

- ① 幼稚園（認定こども園の幼稚園としての利用を含む。）（例：午前9時～午後2時）
 ② ①+預かり保育等（例：①+午後2時～午後6時）
 ③ 保育所（認定こども園の保育所としての利用を含む。）（例：午前7時～午後6時）
 ④ 認可外保育施設等（企業主導型保育、勤務先の保育施設、ベビーシッター等を含む。）
 ⑤ 家庭（親族等を含む。）での保育

無償化のイメージ図（参考）

